

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う取扱いについて

この度の新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様および関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

東京海上日動あんしん生命保険株式会社(取締役社長 ^{かわもと てつみ}川本 哲文、以下「当社」)は、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」)」上の「五類感染症」の位置づけに変更された場合の取扱いについて、以下のとおりお知らせいたします。

1. 医療保険等における「入院の特別取扱い」について

(1) 新型コロナウイルス感染症が「五類感染症」に変更された場合の取扱い

新型コロナウイルス感染症が2023年5月8日(月)より「五類感染症」に変更された場合、2023年5月7日(日)をもちまして入院の特別取扱い(以下「みなし入院」)を終了いたします。

※契約日に関わらず上記の取扱いとなります。

○2023年5月8日(月)以降の入院給付金等のお支払い範囲

診断日	ケース		
	入院された場合 (約款上の取扱い) (注1)	宿泊・自宅療養された場合(特別取扱い) 重症化リスクの 高い方(注2)	左記以外の方
2020年4月7日(火)から 2022年9月25日(日)まで	○ お支払対象	○ お支払対象	○ お支払対象
2022年9月26日(月)から(注3) 2023年5月7日(日)まで	○ お支払対象	○ お支払対象	× お支払対象外
2023年5月8日(月)以降	○ お支払対象	× <u>お支払対象外</u>	× お支払対象外

なお、2023年5月7日(日)以前に新型コロナウイルス感染症と診断され、「みなし入院」の対象となる方につきましては、2023年5月8日(月)以降も入院給付金等をご請求いただけます。

また、新型コロナウイルス感染症と診断され、当社約款に定める「入院」(注1)をした場合は、2023年5月8日(月)以降も変わらず入院給付金等のお支払対象となります。

(注1) 当社約款においては、「医師による治療が必要であり、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入院し、常に医師の管理下において治療に専念する」場合に入院給付金等をお支払いする旨定めております。

(注2) 「重症化リスクの高い方」とは、2022年9月26日(月)以降に新型コロナウイルス感染症の発生届の対象となる「65歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方」「妊娠されている方」になります。

(注3) 2022年9月26日(月)の「みなし入院」の対象見直しにつきましては、2022年9月9日(金)プレスリリース「新型コロナウイルス感染症における「入院の特別取扱い」の対象について」(<https://www2.tmn-anshin.co.jp/download/957/220909news.pdf>)をご参照ください。

(2)見直しの背景等

2023年1月27日(金)付の新型コロナウイルス感染症対策本部の決定により、政府では、『オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、2023年5月8日(月)から新型コロナウイルス感染症を感染症法上の「五類感染症」に位置づける』こととなっております。

「五類感染症」への位置づけ変更に伴い、新型コロナウイルス感染症は季節性インフルエンザ等と同様に、感染症法の規定を根拠に講じられている「入院措置・勧告」等も適用されないこととなります。こうした点を踏まえ、2023年5月8日(月)以降に診断された場合については、「みなし入院」を終了いたします。

2. 災害死亡保険金等を保障する商品の約款上の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症が2023年5月8日(月)より「五類感染症」に変更された場合、災害死亡保険金等を保障する商品の約款規定により、その前後で新型コロナウイルス感染症を原因としてお支払事由に該当したときの取扱いが変更となる商品がございます。

○災害死亡保険金等のお支払いおよび特別条件付保険特約の取扱い(変更内容)

	5月7日(日)以前	5月8日(月)以降
災害死亡保険金・災害高度障害保険金を保障する商品(注4)	お支払対象	お支払対象外
特別条件付保険特約における以下の特別条件 ①保険金削減支払法 ②給付金削減支払法 ③特定疾病・部位不担保法	特別条件の適用対象外 (保険金・給付金等のお支払いに特別条件を適用しない)	特別条件の適用対象 (保険金・給付金等のお支払いは適用した特別条件に従う)

(注4) 団体定期保険に付加する特約を除きます。団体定期保険に付加する以下の特約の災害保険金・災害高度障害保険金につきましては、2023年5月8日(月)以降も当面の間、新型コロナウイルス感染症を原因としてお支払事由に該当した場合はお支払いの対象といたしますが、今後当局の認可を得たうえで商品改定を行う可能性があります。(商品改定を行う場合、ご契約者様宛に個別にご案内を行います。)

- ・ 災害割増特約
- ・ 傷害特約
- ・ 災害保障特約
- ・ こども災害割増特約
- ・ こども傷害特約
- ・ こども災害保障特約

3. ご請求にあたってのお願い

当社では「My HER-SYSで取得した画面での療養証明(診断年月日が記載された画面)」を給付金等のご請求時の必要書類としています。2023年3月17日付の厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」において、厚生労働省より、「My HER-SYSの療養証明書機能について、2023年5月7日(日)までに保健所への発生届出・入力がなされている場合に同年9月末まで利用が可能」と示されています。

同年10月以降の利用については未定となっておりますので、医療機関・保健所の負担軽減に十分に配慮いただく観点から、My HER-SYSの療養証明を利用した早期のご請求へのご協力をお願い申し上げます。

※本対応のほか、この度の新型コロナウイルス感染症に関連した情報は、当社ホームページ(<https://www.tmn-anshin.co.jp/>)に掲載しております。

以上